

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会(第4回)

平成26年11月11日

【鈴木消費者政策課長】 それでは、お時間となりましたので、第4回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本懇談会の事務局を務めております消費者庁消費者政策課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開会に当たりまして、赤澤副大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。なお、報道関係の方の写真撮影につきましては、副大臣の御挨拶のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、副大臣、よろしくお願いいたします。

【赤澤内閣府副大臣(金融・消費者担当)】 こんにちは。金融・消費者担当副大臣の赤澤でございます。委員の皆様におかれましては、御多忙中足をお運びいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、第4回目となります「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成18年の貸金業法の改正、多重債務者対策本部の設置以降、多重債務者の数は着実に減少してきております。先生方の取組に心から敬意を表するものでございます。

もちろん、現在も少なくない方が多重債務に陥り苦しんでいるという現状もございます。多重債務問題への取組は、引き続き不断の努力が必要でございます。私も内閣府の担当副大臣としてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

本懇談会では、これまで多重債務問題の状況について、各種の指標等で継続的に確認するとともに、相談の受付体制の整備あるいは生活の自立支援などのテーマについて議論をいただいていたものと承知しております。第4回目となる今回は特に金融経済教育をテーマに議論をいただくということにしております。多重債務に陥る人をなくしていくためには、最終的には金融についての正しい理解を周知する、広めるということが必要でございます。教育の充実は多重債務問題の抜本的解決に向けて不可欠なものであります。長期の取組になるわけでございますけれども、皆様の御意見を賜り、政府の取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

ぜひとも忌憚のない御議論を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、私の冒頭の御挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

【鈴木消費者政策課長】 赤澤副大臣、ありがとうございました。

副大臣は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(赤澤副大臣退室)

【鈴木消費者政策課長】 会議の具体的議事に入る前に、事務局から懇談会の設置要綱の改正について、御説明させていただきます。

まず、民間の委員の方はこれまで設置要綱で個人の名前を特定して指定する形をとっておりましたが、本部長が指名する形に変更することといたしました。また、当懇談会は今年1月に開催した前回会合から民間の委員と関係府省のオブザーバーという形の構成になりましたが、これに伴いまして、円滑な議事運営のため、委員の皆様の中から座長を置くということにさせていただいております。改正後の設置要綱につきましては、資料1-1ということでお配りをさせていただいております。

本日から、この設置要綱によりまして開催されることとなります。それから委員の名簿につきましては、資料1-2ということでお配りしております。団体の役員異動を受けまして、今回から新たに3名の方に委員に就任いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

日本貸金業協会の山下一様でございます。

一般社団法人全国銀行協会理事の岩本秀治様でございます。

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事の渡邊千穂様でございます。

なお、小澤委員、杉浦委員、竹島委員は御都合により本日は御欠席となっております。

懇談会に座長を置くということで規定改正されましたけれども、本懇談会の座長には新しい設置要綱に基づきまして、本部長であります麻生金融担当大臣により京都大学大学院法学研究科の山本豊教授が指名されております。

以後の議事進行は、山本座長にお願いしたいと思っております。座長、よろしく願いたします。

【山本座長】 それでは、一言御挨拶させていただきます。

私は、先ほど御紹介がありましたように、京大で専門であります民法につき学生の教育、研究に当たっている者でございますが、駆け出しのころから消費者問題に関わる法政策に関して、特に民事法の観点からいろいろな意見を述べよということで、いろいろなところで発言する機会を与えていただいております。消費者契約法でありますとか、団体訴権の導入でありますとか、特定商取引法でありますとか、割賦販売法でありますとか、貸金業法を除きほとんどあらゆる分野に関わってきたという者でございます。そんなこともあって、この場にお呼びいただいたということかと考えております。

もとより、この多重債務問題というものは単なる法的観点から対処することができるものではございませんで、経済、金融、福祉、精神保健、教育等々、学際的と申しますか、政策分野で申しますと政府横断的に取り組むべき課題であろうと思っております。

当懇談会はこれまで実施してきた多重債務者対策の成果を確認し、今後取り組むべき施策等を検討するという目的のもと、さまざまな有識者の皆様と政府の関係者が集まる非常

に貴重な機会であると認識してございます。

私といたしましては、可能な限り多くの委員の皆様の御知見を生かして、有意義な御発言をいただけるよう、座長としての役目を果たしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以降は座って議事を進行させていただきます。

これより、お手元の議事次第に示しております「3 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」に入らせていただきます。

まず、関係省庁からの報告を受けまして、その後、これまでの懇談会で取り上げてこなかったテーマであります金融経済教育につきまして、外部の方からのヒアリングを行い、最後にまとめて討議の時間を設けたいと考えております。

それでは、関係省庁からの報告ですが、まずは毎回御報告いただいている関連指標についての御報告から入らせていただきます。

資料2につきまして、金融庁から御説明をお願いいたします。

【金融庁】 金融庁の黒井でございます。毎回の御報告でございますので、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

「多重債務問題をめぐる現状について」とあります資料2をご覧くださいければと思っております。

めくっていただきまして2ページ目、5件以上無担保無保証借入の残高がある人数ということで、こちらは多重債務者ということで概念整理をさせていただいておりますが、19年3月末で171万人いらっしゃった方が冒頭の副大臣挨拶にもありまして、26年9月末では16万人と10分の1以下に減少しております。これに伴いまして、一人当たりの借入残高金額でございますけれども、19年3月末の116.9万円あったところ、現状では52.4万円と半額以下という状況となっております。

他方で、参考というところにありますとおり、3件以上無担保無保証借入の残高がある人数につきましては、443万人から151万人と大きく減少はしておるものの、まだこれだけの人数が3件以上の借入れをされておられるという現状にございます。

3ページ目、市区町村の多重債務相談窓口の設置状況でございますけれども、市区町村の方の大変な御協力をいただきまして、ちょっとデータが古くございますけれども、昨年9月の時点で1,711、98%の市区町村で多重債務の関係で相談窓口を設置いただいている状況にございます。

その相談の状況でございますけれども、次のページの4ページあるいは5ページ、6ページも同様のデータが示されておりますけれども、相談件数の合計につきましては、都道府県、市区町村とも相談件数につきましては減少傾向にあるところでございますが、ただその減少割合につきましては、都道府県の受付分に比べまして、市区町村の受付分は相当程度小さいという状況となっております。

また、対面・電話別の相談件数でございますけれども、都道府県におきましては、電話

による相談が一貫して対面による相談の2倍以上の件数となっている一方で、市区町村におきましては、対面による相談が常に電話による相談を上回るとともに、その減少割合も電話による相談と比べて緩やかである状況が見てとれる状況でございます。

これはその相談内容にもよっているところが大きいかと思えます。相談内容としましては、6ページ目の下のところに相談事例ということで挙げさせていただいておりますけれども、サラ金の催促からの対処法でありますとか、債務の返済に困っていてどうしたらよいか教えてほしい。あるいは、債務整理を行う方法について教えてほしいといった個別具体的な相談が非常に多くなっておるような状況でございます。

こうした具体の事案の相談につきましては、市区町村のほうへの相談、しかも対面による相談というものが非常に多く行われる状況にある。一方で、都道府県につきましては、より一般的な制度の相談でありますとか、そうした抽象論の相談が多くなっている傾向がございます。そうしたこともありまして、電話による相談のほうが多くなる傾向にあるのではないかと考えております。

続きまして7ページ、多重債務が原因と見られる自殺者数についてでございます。全自殺者数につきましても減少傾向はありますけれども、その減少度合いに比べまして、多重債務が原因と見られる自殺者数につきましては、平成19年と比べて平成25年の自殺者の数は688人と約3分の1にまで減少しておるところでございます。改正貸金業法の効果があらわれているところでもあろうかと思えます。

最後に、参考といたしまして、平成19年6月に取りまとめられました自殺総合対策大綱あるいは平成21年度から都道府県に基金として造成しております地域自殺対策緊急強化基金の概要についても、参考資料として挙げさせていただいておりますけれども、詳細の説明については省略させていただきたいと思えます。

私からの説明は以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

委員の皆様からの質問等は後でまとめて伺うことにいたしまして、続いて、資料3につきまして、警察庁から御説明を願います。

【警察庁】 警察庁の上野と申します。よろしく願いいたします。

ヤミ金融事犯の検挙状況ということでお手元の資料に沿って御説明差し上げます。

警察では、基本的スタンスとしてヤミ金融事犯を最重点で取り締まるべき事犯の1つということに位置づけておりまして、一方で現場の警察官の民事的な仕組みの理解が足りないというケースも散見されるということから、ヤミ金融事犯相談対応マニュアルという内部資料をつくりまして、相談従事時における対応要領について、各捜査員に徹底しているところでございます。

では、資料の中身の御説明にいかせていただきます。最初に具体的なヤミ金融事犯の現状についてでございますが、私ども貸金業法の無登録営業、それから出資法の高金利の禁止違反、こういったものを無登録高金利事犯と名づけておりまして、これがまさにヤミ金

の事業者そのものに対する取り締まりになるわけですが、その検挙の状況は最初の1のグラフ、表のとおりでございます。

検挙人員、検挙件数は最近は減少傾向にあると聞いていいかと思えます。

一方で、被害額につきましては、平成22年から24年まではほぼ横ばい、大体110億程度ということになっておりますが、25年度は質屋を偽装したような事件がはやっております、約150億。本年上半期も後で述べますような不動産売買を装った事件というのが摘発されております、この関係で既に78億となっております。

2番のところで、上半期の事例を幾つか御紹介差し上げたいと思えます。

1つ目の事件ですが、これは警視庁が検挙したのですが、不動産売買を装ったヤミ金融事犯ということでございます。ご覧いただければ書いてあるとおりですけれども、顧客が所有する不動産を買戻し特約付きの条件で買い取って、買取代金を顧客に交付する。期日になると顧客が買戻金を支払うといった一見不動産売買のように見えますが、実際にはお金を貸しているだけという事案でございました。これは1つの事件なのですが、被害者が約1,500人いたということでございます。

次のページにまいりまして、2つ目の事件、これも警視庁でございますが、これは買戻し特約をつけた中古車販売を装った事件ということで、1つ目と似ているといえれば似ているのですが、顧客から自動車を買戻し特約付きの条件で買い取って、買取代金を顧客に交付して、2カ月後に顧客が買戻し金を支払うといった、中古車販売であるかのように装っているケースでございました。

このように、1番、2番のケースですと、一見ただけではなかなかヤミ金融とわからない新たな手口による被害が増加しているのではないかと懸念をいたしております。

ちなみに、3つ目の事案は以前からありました090金融といわれているものでございますが、ここに挙げさせていただいたのは、そこに書いてありますように、いわゆる名簿屋から購入した自己破産者あるいは繰り返し消費者金融から借り入れている者。そういう者の名簿をもとに全国にダイレクトメールを発送し、融資を申し込んできた顧客に対して貸し付けるといった方法をとっていたということで御紹介をさせていただきました。

このような状況を踏まえまして、警察庁としてはヤミ金融の相談に際しましては、一見事件化できないような事案についても新しい手口ではないのかといったことを判断するため、詳細な事情聴取を行って積極的に事件化を図ろうと。それから各都道府県に設置された消費生活担当課ですとか、貸金業担当課、そういったところと警察との連携を密にさせていただくということ。それから暴力団構成員にヤミ金融事犯に関わるという事犯も相変わらず検挙されておりますことから、こういう暴力団の資金源になっているのではないかと、警察内部でも暴力団を担当している部局との情報共有を図っていく。それから先ほど申し上げました090金融、このように携帯電話1本で行っている業者はなかなか実態がつかみにくく、検挙も長期化するというのが実情であります、そういうものに対しても積極的に検挙対策を講じていくといったことを考えております。

以上がヤミ金融の本体に対する検挙の話ですけれども、本体だけではなくて正面からだけではなくて、犯行に使用されている携帯電話あるいは口座といった犯行ツールの供給を断っていくということも対策には有効であると考えております。それが3番のところに書いてあるヤミ金融関連事犯の検挙状況でございます、こちらのほうは年々検挙がふえております。

例えば口座の売買であれば、犯罪収益移転防止法ということになりますし、他人名義での口座開設といったものであれば詐欺罪、携帯電話の売買ということであれば、携帯電話不正利用防止法ということで検挙させていただいているということでございます。

それから検挙以外にも、次のページでございますが、被害防止のためには現に犯行に利用されている携帯電話あるいは口座、こういうものを無力化していくということも重要かと思っております。そのためにいろいろな対策をとっております、例えば携帯電話の契約者確認の求めというものをさせていただいております。既に重々御承知かと思いますが、犯行に使われた携帯電話は転売されたものが非常に多いという実情がございますので、事業者から持ち主に対して本人確認をしたいということでお店に出頭を求めるとことをさせていただいております。転売されたものの場合、出頭することはほとんどありませんので、そうすると誰に渡った携帯電話かわからないということで、契約を最終的に打ち切るというふうにもっていく。そのための最初のステップが1番のところの契約者確認の求めというものでございます。件数はどんどんふえております。

2番目のところにありますのは、レンタル携帯の解約ということですが、最近転売された携帯電話というのは実は若干減ってきておまして、レンタル携帯が非常に多くなってきた。これは実際にはレンタルするといっても電話そのものではなくて、SIMカードを貸すということになるのが多いのですけれども、こういうものが犯罪に使われているケースが非常に多いということで、犯罪との関わりが把握されましたら、私どもからレンタル携帯事業者さんに連絡をいたしまして、そういったものを解約していただいているということでございます。

ただ、中にはレンタル携帯事業者が悪いやつだという場合もありますので、そういう場合は3番のところに載っておりますように、レンタル携帯事業者を検挙する。これは多くが本人確認法違反ということになるのですけれども、これで9事業者368回線を解約したと。ここに書いてある解約要請というものは、携帯事業者の方に解約していただくということですが、そういう措置もしております。

以上が携帯電話でございますが、最後に口座の話でして、ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座、これについて警察から金融機関に対しまして解約要請を行っている件数はご覧のとおりでございます。

ちなみに、このうち個人名義のものが最近のデータでも99%ということになっております。かつては法人名義のものもそこそこあったのですけれども、法人の口座をつくるのが非常に難しくなったという状況もありますので、現在は個人名義のものが中心になってい

るということでございます。

以上、ヤミ金融事犯に対する取り締まり状況等について御報告差し上げました。今後とも手を緩めることなく、継続した取り締まりを推進していきたいと思っております。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、前回の懇談会でも御説明いただきました生活困窮者支援制度の導入に向けたその後の状況につきまして、厚生労働省から御説明を願います。

【厚生労働省】 厚生労働省生活困窮者自立支援室長の熊木と申します。

多重債務問題及び消費者向け金融等に関連する領域で、大きな動きでございますので、前回申し上げましたけれども、簡単に申し上げたいということでございます。

資料4でございますけれども、1ページめくっていただきまして、前回御説明申し上げたとおり生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる第2のセーフティネットという言い方をいたしますが、そういった支援の枠組みを強化するというもので、新規の立法をしたものでございます。

内容は2ページにございますが、昨年12月に成立し、来年4月に全国施行でございますので、現在、各自治体において準備作業が行われているという状況でございます。内容は、福祉事務所を設置する自治体、都道府県及び市というものが中心になりますが、そういったところが必須事業として生活困窮者に対する相談窓口を開設するという。及び住居についての手当というものを支給するという。さらに任意の事業として、就労に関する事業ですとか住居に関する事業ですとか、それから家計については家計相談支援事業というもの。後ほど申し上げますけれども、その他学習支援事業といったものが任意事業として取り組むことができる。さらに3番で、いわゆる中間的就労ということで、働き訓練をする場所というものを公的な認定制度を設けまして、そうした場を広げていこうとするものでございます。

ポイントとなりますのは、消費者行政ですとか、多重債務の問題に関係する分野におきまして、こうした生活困窮者に対する相談窓口というものが全国的に義務づけられて実施されるということ。及び、それに対して国が4分の3を負担するなど、公的な資金という厚い枠組みをつくりあげたということでございます。

3ページ目でございますが、全体像が記されておりまして、必須事業であります自立相談支援事業というものがワンストップの窓口になりまして、そこでその方の状況に応じた支援を検討し、その方に応じた支援を提供していく。右側にいろいろな支援が書いてございますが、それらを提供していくということになります。

右下にその他の支援とありますが、関係機関と連携していくということが当然ながら大変重要になってまいります。その関係機関の中には、当然ながら多重債務の相談窓口ですとか、消費者生活に関する相談窓口というものも含まれてくると考えます。その方の状況に応じてどちらの窓口で対応すべきなのか、現場においてきちんとした連携を図って、相

互に円滑に対応していくということが重要だろうと思います。

4 ページ、自立相談支援事業、必須事業の内容を書いたものがございますが、省略させていただきます。

5 ページ、家計相談支援事業、これはこの法律の中で任意事業としてつくられたものですので、全ての自治体で実施するわけではございませんが、任意事業として今後取組が進んでいくだろうと考えてございます。

自立相談支援事業も同様でございますが、これらの相談事業は自治体が直営で行うということも可能ですし、加えまして、民間法人に委託するという形でも可能になります。したがって、相談の窓口の設置場所も福祉事務所であったりですとか市役所の本体窓口であったりですとか、あるいは民間の法人、賃貸の民間のビルといったいろいろなケースが考えられると思います。

家計相談支援事業ですが、中身は家計に課題がある方について、もろもろの事業をする。例えば家計管理に関する支援ということで、家計簿をつくっていただいて、その方の支出の状況を御自分でわかるように見える化して、そして家計のやり繰りをきちんとやっていくということと相談していくということ。

あるいは滞納などがあった場合に、いろいろな調整、あるいは減免制度の活用といったものを図っていく。それから債務整理みたいなものが必要な場合には、当然ながら多重債務の窓口と連携をしたり法テラスと連携をして、多重債務についての支援、債務整理についての支援。それから貸し付けにつきましては、現在、全国の社会福祉協議会で生活福祉資金の貸し付けというものがございますが、そういったところと連携して貸し付けのあっせんということをやっていくということでございます。

6 ページ以降ですが、現在、254の自治体でモデル事業をやっており、来年4月から全国901ありますけれども、福祉事務所を設置する自治体、いずれにしても全国で事業がスタートしていくということでございます。

9 ページ、10 ページは予算の関係でございますが、簡単に申し上げますと、人材の育成ということも重要になってまいりますので、10 ページにございますように、家計相談支援事業、任意の事業であります。来年度国の研修を行うということを検討してございます。今年度から実は必須事業であります自立相談支援事業については、国において2泊3日掛ける2、全体で4泊6日ということになります。研修を実施しています。国としてきちんとした研修をやっていききたいということでございます。

10 ページ以降は参考ですので省略をさせていただきますが、いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、せつかく市区町村では多重債務の窓口が整備されていて、消費者の窓口というものもあるということでありますので、今度新たに生活困窮者に対する相談窓口ができて、全体として地域における相談体制というものが強化されるということが極めて重要だと思っております。そういった形になるように、これからも自治体への支援というものをしていきたいと思っております。

なお、生活困窮者ということなのですが、対象者に特段の所得の要件ですとか資産の要件などはございませんので、そういう意味では多重債務の方も当然ながら自立相談支援事業ないし、家計相談支援事業といったものの対象になってくるということになりますので、その方の状況にあわせて連携して対応していくということが重要だということでございます。

以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、過去の懇談会ではまだ取り上げておりません金融経済教育をテーマに幾つか御報告をいただきたいと考えてございます。

まず、資料5につきまして、消費者庁から御説明を願います。

【消費者庁】 消費者庁の植田でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは消費者教育ということでございまして、法律ができておりますのでこちら、政府の基本方針、法律に基づいて設置されております消費者教育推進会議の動向などについて、御説明をさせていただきます。

資料を1枚目おくめくりいただきたいと思っております。消費者教育推進に関する法律の概要でございます。平成24年8月10日に議員立法で成立しております。平成24年12月13日に施行されている法律でございます。

そちらの概要を申し上げますと、まず定義をご覧いただきたいと思っておりますけれども、消費者教育を法律上定義しております。消費者の自立を支援するために行われる消費者生活に関する教育ということ。これに準ずる啓発活動を消費者教育の概念として啓発を含むということで定義されております。

それから消費者市民社会というものを定義しております。消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続的な社会の形成に積極的に参画する社会、ということです。これまでの合理的な自立した消費者というだけでなく、自分の行動が社会、地球環境にも影響を及ぼすということを自覚して行動するということを消費者市民社会と定義しております。

右側を見ていただきますと、国と地方の責務について規定をしておりますけれども、国のほうですけれども、第9条で基本方針を定めるということになっております。第19条で消費者教育推進会議、審議会でございますけれども、これを消費者庁に設置するということになっております。地方のほうですが、地方公共団体については都道府県、市町村に消費者教育推進計画を策定するという努力義務が規定されております。地方においても、消費者教育推進地域協議会を組織するという努力義務が規定されているところでございます。

下の箱でございますけれども、基本的な施策としては学校における消費者教育の推進、大学等における消費者教育の推進ということと、地域における消費者教育の推進ということで、特に高齢者、障害者への支援のための取組、研修、情報提供などが規定されている

ところでございます。

第9条で定められております基本方針については、3ページをご覧くださいと思います。昨年6月に閣議決定をされております「消費者教育の推進に関する基本的な方針」ということをございまして、詳細はご覧いただければと思いますけれども、左側のⅡの消費者教育の推進の基本的な方向のところ、下から2つ目の箱で各主体の役割と連携・共同というところがございまして、国と地方公共団体、消費者行政と教育行政、地方公共団体と消費者団体、事業者団体、こういった方々で地域における多様な主体間のネットワーク化を行っていくということが規定されております。その場として、消費者教育推進地域協議会などを活用しているということでございます。

それから環境教育、食育、金融経済教育、法教育などとの連携をしっかりと図っていくということでございます。

それから右側の3、消費者教育の推進の内容でございますけれども、繰り返しになりますが、行政各部局間の多様な担い手との連携ということで、消費者行政部局だけでなく、教育行政、福祉関係、商工部との連携ということもしっかり図っていくということ。

それから消費生活センターを拠点化するということでございます。消費生活センターは地方公共団体に設置されておまして、消費者被害、トラブルの相談、あっせんなどを主な業務としておりますけれども、出前講座などで積極的に啓発事業に取り組んでいるところもございまして、そういったことを含めて消費生活センターを消費者教育の拠点とすることを目指しておるところでございます。

それから多様な関係者とのつなぎ役、地域と学校のつなぎ役としてコーディネーターの役割が重要でございますので、そういった方々を育成、活用していくということでございます。

それから右側にいきまして、効果的な情報提供の方策の開発ということで、特に高齢者、障害者、その辺にそういった方策を開発していくということです。

また、モデル地区における先進的な実践ということでありまして、いろいろ先進的に取り組んでおられる地域もありますし、まだまだというところもございまして、いろいろありますので、こういった事例を集めて全国的に展開をしていく。そのためのモデル事業を実施するというようにしておるところでございます。

1枚おめくりいただきますと、消費者教育推進会議、先ほど法律の第19条で消費者庁に置くということにされた会議でございますけれども、消費者教育に関して委員相互間の情報交換、調整とともに、基本方針の作成、変更意見に言うという役割を持った会議でございます。

委員名簿をご覧ください。本日お越しになっている西村隆男先生に会長代理をお願いしておるところでございます。

これまでの会議での議論につきましては、第1回から4回までは基本方針に関する意見

を伺っております。第5回、第6回、第7回については、第5回で今後の消費者教育の推進について検討すべき課題ということが基本方針で定められておりますので、3小委員会を設置いたしまして、御議論をいただいております。

消費者市民育成小委員会では、消費者市民社会の形成に向けて消費者教育、消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を御検討いただいております。情報利用促進小委員会では、多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的収集、整理提供のあり方に関する事項を検討いただいております。地域連携推進小委員会では、先ほど申し上げましたように、多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用、ネットワーク化に関する事項を検討いただいております。2月をめぐり一旦取りまとめを行っていただきたいと考えております。

それから5ページ目、都道府県、市町村の消費者教育推進計画の策定状況、先ほど法律で努力義務ということで第10条に規定されておりますけれども、各地方自治体におかれても法律ができたということで積極的な取組が進んでおります。

計画を策定しているのは、13都道府県1政令市でございますけれども、順次策定が行われてきておるところでございます。

それからその次のページ、地域協議会の設置状況でございますが、こちらは25都道府県4政令市での設置が行われておるところでございます。

消費者教育につきましては、地域の役割というものが大変重要でございます、先ほど申し上げましたけれども、地域の先進事例のノウハウを消費者庁では収集・共有をして、全国的に展開していくということを不可欠と考えておるところでございます。今後、消費者教育推進会議の議論も踏まえまして、地域の消費者教育の取組を積極的に支援するのが、消費者庁の役割だと考えております。

最後のページ、消費者教育の体系、イメージマップというものをつけておりますけれども、こちらで重点領域、各期の特徴ということで、幼児期、小学生期、中学生期、高校生期、成人期と分けておりますけれども、それぞれのステージにおいてどういった教育をやっていくべきかというものをイメージしていただくために作成したものでございます。重点領域としては、消費者市民社会の構築、商品等の安全、生活の管理と契約、情報とメディアという分野について、それぞれのステージでどういったことをやっていくかということが書かれておるところでございます。

こういったことを参考に地域での取組を行っていただいております。

これを用いまして、実際にどのような教育を行っていくかということについて、さらに地域での取組、実践できる事例やノウハウを集めまして、具体的な事例としてこの分野ではどういったことをやっていくかということについて、消費者庁では収集して全国に展開しようとしているところでございます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続いて、資料6につきまして、金融庁から御説明願います。

【金融庁】 金融庁の大島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、金融経済教育研究会における検討結果とその後の取組ということで、御報告をさせていただきます。

この金融経済教育研究会でございますが、今から約2年前の11月に金融庁の金融研究センターに設置されたものでございます。この研究会を設置した目的でございますが、1ページ目をご覧くださいいただければと思います。

金融経済教育につきましては、サブプライム問題の発生を契機といたしまして、健全な金融システムを維持するためには、規制だけでなく、利用者の方々も金融について必要な知識を身につけていただきまして、適切に行動していただくということの重要性というのが再認識されまして、OECDですとかG20といった場におきましても、金融経済教育の重要性についての議論が行われました。その結果、一昨年2012年のG20サミットにおきまして、金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則が承認されております。

こうした国際的な動向を踏まえまして、一昨年11月に金融経済教育研究会を設置いたしました。この研究会では、金融経済教育で身につけるべきものとして、どのようなものが考えられるか。今後金融リテラシーを向上させるためにはどのように取り組んでいけばよいかといったことにつきまして、広く検討が行われました。メンバーはここにございますように、有識者の方々、関係省庁、関係団体の皆様にお集まりをいただきまして、2013年4月まで、合計7回の御審議をいただきました。

審議の場におきましては、今後の金融経済教育の進め方につきまして、知識を習得させるだけでなく、行動面を重視することとして、最低限習得すべき金融リテラシーを明確にして、関係者の間で共有を図るべきといった御議論をいただきまして、この報告書を取りまとめたということでございますが、その報告書の内容でございますけれども、2ページ目に書かれております。

大きく4つの点について触れておりますが、1つ目といたしまして、身につけるべき金融リテラシーとはどのようなものか。2つ目といたしまして、金融経済教育の対象者としてどのような方々が考えられるか。3つ目、各分野においてどのような取組が行われるべきか。4つ目ですが、具体的に金融経済教育の推進を図る手段として何が考えられるかということでございます。

まず1つ目の身につけるべき金融リテラシーといたしましては、最低限習得すべき4つの分野15の項目を示しております。3ページ目に書いておりますけれども、4つの分野といたしましては、1つ目、家計管理。2つ目、生活設計。3つ目、金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択。4つ目といたしまして、外部の知見の適切な活用といったものが挙げられておりまして、これが15の項目に分けられております。

2ページ目にお戻りいただければと思いますが、次に2つ目の金融経済教育の対象でございますけれども、この点につきましては、学校段階だけでなく、社会人ですとか高齢者

の方々にも焦点を当てております。

3つ目といたしまして、学校段階では具体的にどうするか。社会人、高齢者段階ではどうするか。金融経済教育を担う人材の育成をどうするかといった内容がございまして、最後に金融経済教育を推進するための体制ですとか、その体制で取り組むべき課題といったものが記載されております。

ちなみにこの取り組むべき課題についてもう少し詳しく御説明をいたしますと、最低限身につけるべき金融リテラシーとして、4分野15項目あると申し上げましたが、それを実際に金融経済教育を担当する方々、つまり学校ですとか自治体、業界団体、各金融機関、NPO団体などさまざまな現場で実際に教育を担う方々が利用しやすいものとなるように具体化いたしまして、その上でそれを年齢別にどのような順序でどこまで教えるべきかといったことについて、整理・体系化が必要だという課題が浮かび上がりました。

こうした課題への取組について審議することを目的といたしまして、昨年6月に金融広報中央委員会の中に金融経済教育推進会議が設置されました。

4ページ目でございますけれども、今、申し上げたことが趣旨のところに簡単に書いてございます。そして、この推進会議におきまして、有識者の方々ですとか、関係団体など、幅広い関係者の皆様に初等中等教育だけでなく、大学、社会人、高齢者段階までを視野に入れて御議論をいただきまして、その結果、最低限身につけるべき金融リテラシーを金融リテラシーマップという形で体系的かつ具体的に整理していただきました。

5ページ目でございますけれども、この項目別・年齢層別に体系的・具体的に記したものが金融リテラシーマップということでございますけれども、ここには研究会の報告書で申し上げました4つの分野15の項目につきまして、小学校の低学年から高齢者まで9段階にわたって具体的に記載したものであるということでございます。この点につきましては、この後金融広報中央委員会様のほうから御説明があるかと思っておりますので、省略をさせていただきます。

以上が金融経済教育の研究会の報告書と金融リテラシーマップについての簡単な御紹介でございました。

次に、それ以外に金融庁として行ってまいりました取組につきまして、御報告をいたします。6ページ目でございますけれども、大学生向けの取組について簡単に御紹介いたします。今年の4月から慶應義塾大学法科大学院と東京家政学院大学におきまして、モデル講義を実施しております。具体的には、金融広報中央委員会ですとか、関係団体の皆様と連携いたしまして、金融リテラシーマップに基づいた内容の連続講義をオムニバス形式で実施いたしました。そして来年度は、この取組をさらに拡大する計画としております。東京に限らず地方の大学でも実施を検討しております、当方に御依頼をいただきました大学の担当教授の方々と現在、調整を行っているところでございます。

そして7ページ目、大学生に加えまして、高齢者向けの取組についても若干触れさせていただきます。これは研究会の報告書とは若干離れた話になりますが、高齢の顧

客に対する勧誘、販売におきまして、トラブルが発生しているといったことを踏まえまして、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を昨年末に改正いたしました。具体的には、ここに書かれておりますとおり、高齢の顧客の方々に対しまして、投資の勧誘を行う場合には、慎重な勧誘、販売体制を確保する。そして問題のある勧誘ですとか販売を早期に発見するためのモニタリング体制を整備する必要がある。また、商品を販売した後も丁寧にフォローアップしていく必要があるといった内容を設けました。

もう一点、下の○（マル）ですが、金融庁が監督検査を行うに当たっての基本方針でございます金融モニタリング基本方針の中に、投資家の金融リテラシーの向上に向けまして、業界の取組を促し、金融庁として金融経済教育の促進に向けて取り組むということとなっております。

金融庁の取組をもう一つ御紹介いたしますと、研究会の報告書の中に社会人や高齢者段階における取組の1つといたしまして、予防的・中立的なアドバイスの提供というものがございました。これは資料2ページ目の3ポツの(2)④のところに書いておりますけれども、トラブルの発生を事前に防ぐために予防的なアドバイスの提供を充実させましょうという取組でございますが、金融庁といたしましても、この事前相談を充実させることにいたしましたということでございます。具体的に申し上げますと、金融庁には従来から金融サービス利用者相談室というものがございますけれども、この相談室では金融機関との間の個別のトラブルに関する御相談ですとか、金融行政に関する御意見、御要望といったものの対応というものを主に行ってまいりましたが、その際にはトラブルの御相談でなくても例えば金融商品の契約に当たっての留意点について教えてほしいといったような事前の御相談も受けてまいったわけでございますが、この5月からはこの事前相談の窓口というものも設けまして、トラブルの発生を未然に防ぐといった取組も充実させているということでございます。

私からの報告は以上でございます。

**【山本座長】** どうもありがとうございました。

続きまして、資料7につきまして、文部科学省から御説明願います。

**【文部科学省】** 文部科学省の藤江でございます。資料7に基づきまして、御説明をさせていただきます。

文部科学省における金融経済教育の取組でございますけれども、今まで御説明いただきました消費者庁あるいは金融庁と連携を図りつつ進めているところでございまして、重複する部分もあるかと存じますけれども、簡単に御説明をさせていただきます。

まず2ページ、文部科学省における取組の全体像をお示しさせていただいたものでございます。文部科学省におきましては、全体といたしまして学校教育、社会教育を通じてその推進を図っているところでございまして、そのための体制づくりの支援もしているところでございます。

まず、学校教育における取組につきましては、小・中・高等学校につきましては、現行

の学習指導要領の小学校は平成23年度、中学校は24年度、高等学校は25年度からということですが、この現行の学習指導要領に基づいて、消費者教育・金融経済教育に関する内容の指導というところを充実しているところがございます。

また、大学等につきましては、小・中・高等学校のように学習指導要領といったものがあるわけではございませんので、大学等への要請ですとか、あるいは文部科学省として大学等における取組の指針の作成をして通知しているという状況でございます。

また、学校教育以外の社会教育における取組ということもこれまで御説明いただきましたように、子供、若者あるいは高齢者まで含めて非常に大切だということで、社会教育における取組につきましても、指針の作成ですとか、あるいはさまざまな手引きですとか教材等を作成して、取組を促進しているところがございます。

また、関係機関が連携してというところは、消費者教育推進法の中でもうたわれているところがございますが、そういった関係機関が連携しての体制づくりについての促進のためのイベントの開催ですとか、あるいは調査をしたりといったこともしているところがございます。

それぞれにつきまして、以下御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、学校教育における取組でございます。4ページをご覧ください。先ほど申し上げました小中高等学校における内容でございますが、これにつきましては、学校が編成する教育課程の大綱的な基準でございます。学習指導要領における金融や消費者教育に関する主な内容ということで、この4ページにまとめさせていただいているところがございます。

現行の学習指導要領というものは、生きる力を育むということを基本理念といたしておりまして、そういった観点から自立して生きていくということのための金融教育、あるいは消費者教育の充実といったところを図っているところがございます。こういった金融ですとか消費者教育につきましては、主に家庭科あるいは社会科、公民科といった教科を中心に子供たちの発達段階に応じて扱うことといたしておるところでございます。

例えば小学校では身近なところから大切さを教えたり、中学校になりますとその仕組みや働きといったものを教えていく。あるいは基本的な権利と責任。さらに高等学校になればその機能や限界、意思決定、主体的な判断といったところに発達段階に応じて発展させていくような形にしております。

具体的な内容といたしましても、小学校では家庭科で物や金銭の大切さや計画的な使い方。中学校になりますと、金融などの仕組みや働き、あるいは消費者の基本的な権利と責任。高等学校になりますと経済活動の意義ですとか、市場経済の機能、金融の仕組みと働きといったことですとか、経済の管理や計画、消費者の権利と責任。例えば多重債務等の問題も含めたものを扱うということといたしております。

6ページを見ていただきますと、これはイメージでございまして、先ほど申し上げました教科の中で横のつながりの中で関連性を持たせるとともに、その発達段階で縦のつながりを重視しながら構成しているということで、例えば社会、公民でしたら小学校の社会か

ら高校の公民まで、教科の中で横とつながりと縦のつながりで考えているか。家庭、技術・家庭についても、横の教科の中と縦のつながりという中で教えてきているというところをイメージとして掲げさせていただいているものでございます。

資料の8ページ以下でございますが、少し繰り返しになりますが、先ほど御説明いたしました学習指導要領でございますが、大綱的なものでございまして、中身をより具体的に、あるいは指導の際の留意事項といったものを文部科学省著作物といたしまして、解説という形でより詳しく解説しているものの記述を掲げさせていただいております。

例えば中学校の社会の、10ページでございますけれども、一番下のところに学習指導要領では、金融などの仕組みや働きを理解させると書いてございますが、これについては、家計の貯蓄などが企業の生産活動や人々の生活の資金などとして円滑に循環するために、金融機関が仲介する間接金融、株式や債券などを発行して直接資金を集める直接金融の扱いといったようなことで、金融の仕組みや働きを理解させることを意味しているという形で解説として出しているものでございます。

加えまして、14ページには高等学校の公民の中での金融市場における金融の仕組みと働きということについての解説を引用させていただいておりますし、16ページには、家庭科の中で高等学校の学習指導要領の解説としてももう少し生活とのつながりという観点からこういったことを扱うということで、ここでもカード社会の浸透に伴う利便性や問題点ということで、多重債務問題の原因や実情を理解させるということが書かれてございます。

こういったことをより具体的に実際の教育現場でということになりますと、教科書でどう扱われているかということでございまして、教科書が幾つかございますが、その中で少し例になるようなところを抜粋させていただいているところでございまして、以下、17ページから20ページまでつけさせていただいております。

例えば小学校家庭ですと、17ページで身近なところから物や金銭の大切さ、計画的な使い方を教えているというところ。18ページですと、中学校の社会、公民的分野で具体的な事例を取り上げながら、金融の意味ですとか金融機関の働きについて説明しているということ。19ページですと、高等学校の公民という中で金融についての環境の変化、金融政策といったものについて説明しているものでございますし、20ページは消費者信用やそれをめぐる問題等を具体的に扱っているといったもので、具体例として掲げさせていただいております。

また、文部科学省といたしまして、こういったものについてどう効果的に取り組むべきかということについて、7地域に委託いたしまして調査研究を実施しているところでございまして、21ページにございます真ん中のピンクの枠の中でございますけれども、例えば消費者教育に関する教える教員についての研修の実施ですとか、あるいは教材の開発、さらには教科で横断的にカリキュラムを開発する。あるいは外部人材を活用するといったようなことについて、モデル事業的に実践的にやっていただきながら、調査研究するというところで、今、26年度につきましては、22ページにございます7つの団体に委嘱して実施し

ているところをごさいますして、その中でも金融経済教育など、例えば5番の国立大学法人東京大学のところで金融経済教育などを多角的に扱うといったところで、内容として金融経済教育についても扱っていただいているところがあるところをごさいます。

引き続きまして、大学や社会教育における取組をごさいます。24ページをご覧いただきますと、先ほど申し上げましたように、大学あるいは社会教育の場では学習指導要領のようなものがごさいますませんので、文部科学省のほうで大学等及び社会教育における消費者教育の指針というものをまとめて、周知を図っているところをごさいます。

例えばこの下の四角の中にごさいますように、例えば大学でしたら、大学における消費者教育あるいは金融教育も含めた消費者教育の役割とその方向性ということで、例えば学生への生活支援だけではなくて、専門的人材を育成する場でもありますし、あるいは生涯学習拠点として地域へも貢献していくといった役割があるといったところで、その取組の方向性を示しているところをごさいますし、社会教育につきましては、自立した消費者の育成ということでは、学校教育だけではなくて、広く成人になってからあるいは幼児の段階からということで、消費者の育成ですとか、あるいは地域の中で支え合ってコミュニティの基盤を強化していくといった役割があるといったところと、そのための取組の方向性等について、指針を示しているところをごさいます。

以下25ページから28ページまで、私どもで調査をいたしました中から大学や教育委員会における取組の現状ですとかあるいは課題について、ご覧いただければと思います。

25ページにごさいますのが、大学の学生に対する啓発、情報提供の内容をごさいますますが、赤いところが平成25年度でごさいますけれども、マルチ商法ですとか、そういった悪質商法に対するものが一番多いということをごさいますますが、学生ローンですとか金融商品、投資に関するトラブルですとか、さらには被害に遭わないということだけではなくて、生涯を見通した計画的な生活設計についてというところも取り組まれるようになってきているということがご覧いただけるかと思います。

26ページには、課題ということをお大学においてどう考えているかということをごさいますますが、指導者や講師となる人材がないですとか、どのような取組をすればよいかわからない、活用できる教材がないといったところをごさいますまして、こういったところをお他機関との連携により充実していく必要があろうかと思っております。

次に27ページ、社会教育における消費者教育の内容をごさいますますが、一番多いのが携帯電話あるいはスマートフォン、インターネット等の情報機器のトラブルとその対処法ということをごさいますますが、悪質商法、あるいはクーリングオフ等の制度ですとか契約、あるいは金融商品と非常に多岐にわたっておりまして、特に今回の25年度の調査では、いろいろな被害に遭わないということに加えて、生涯を見通した計画的な生活設計ですとか、あるいは持続可能な社会を意識したライフスタイルということで、質問の設定自体を少し加えてごさいますけれども、より幅広い内容を扱うようになってきているということがおわかりいただけるかと思います。

また、28ページに課題というものがございしますが、一番多いのがほかの優先課題があり取り組めないというものでございます。ただ、これはご覧いただきますと、以前の調査では特になしというものが非常に多かったのですけれども、それが課題としては認識しているけれども、なかなかほかの優先課題があって取り組めないという状況にあるということで、学校教育、社会教育を通じて教育委員会としてはさまざまな教育課題がある中で、どう取り組んでいくかということについて、非常に悩んでいる状況があるのかと思っております。

このためにも、例えば関連する分野、いろいろある中での位置づけですとか取り組みやすいような支援ですとか工夫といったものを提示していく必要があるかと思っております。大学あるいは教育委員会における社会教育を中心とした取組の調査結果につきましては、今後私どもの文科省の中にも西村先生に座長をしていただいております消費者教育のための会議がございしますので、その中でいろいろな注釈というか指針的なものを加えた上で、各大学ですとか教育委員会に通知して取組を促進していきたいと思っております。

また、29ページ以下はこれまでの取組につきまして、先ほど申し上げましたような資料等を掲げさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

**【山本座長】** どうもありがとうございました。関係省庁からの報告は以上となります。

次に金融経済教育に係る外部の方からのヒアリングといたしまして、まず金融広報中央委員会事務局次長の前川瑞穂様から、金融広報委員会の取組について、お話をいただきたいと存じます。

それでは、前川様、よろしく願いいたします。

**【前川金融広報中央委員会事務局次長】** 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました金融広報中央委員会の前川と申します。

今日は私どもの活動を御紹介させていただく機会をいただきまして、大変ありがとうございます。少しお時間をいただいて、座って御説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいたパワーポイントの打ち出しのほかに、追加で封筒に入れて「知るぽると」と書いた封筒もお配りさせていただきました。

中をあけていただきますと、私どもの組織の概要、それから先ほど金融庁さんから御説明がありましたけれども、金融リテラシーマップの本体そのもの。それから私どもが普段の活動で使っております教材のサンプルをお持ちいたしました。後ほどどのような使い方をしているかということについて、付言して説明させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料8に基づいて御説明させていただきます。

まず、私どもの組織ということが1つ目の大きなところでございます。私ども委員団体でございまして、そこに書かせていただいておりますように、金融団体さん、経済団体、消費者団体さんなどから構成される委員会を中心に構成させていただいております。関係官庁さんにも御協力をいただいております。

事務局は日本銀行の情報サービス局というところに置かせていただいているということ  
であります。

私どもの中央委員会というのは東京都にあるのですけれども、実は全国47都道府県それ  
ぞれに各地方の金融広報委員会事務局というものを置いております。この事務局のプロ  
パーの人間は本当に数名、3人とか5人とかという人数なのですが、その下にございます  
ようにネットワークというところで、私どもボランティアで各地の弁護士さんとか  
FPさんとか、そういった方々にアドバイザーという仕事を委嘱しております。この方々が  
全国で478人いらっしゃいまして、実際の、例えば学校への出前授業ですとか、あるいは公  
民館とかでの活動に当たりましては、このアドバイザーの方々に実際には講演なりセミナー  
をやっているということでございます。

私どもの活動の大きな前提として、次のページにございますが、私どもの取組は中立・  
公正を旨としているということと、先ほど申し上げました委員団体の方がさまざまな公益  
団体の方々に御協力をいただいておりますので、こういった方々との御支援をいただきな  
がら、業界横断的な取組をさせていただいているということ。最後に、今、申し上げた全  
国で約500人のアドバイザーの方が学校なり公民館などに講演に行っておりますので、そう  
いった意味で草の根的・地域密着的という活動の特色があるかと思っております。

実は、その下に参考に書かせていただいておりますが、私どもの取組は結構長うござい  
まして、もともとは戦後のインフレを防ぐという意味で、貯蓄増強という観点で組織化さ  
れたものが今日に至っているものでございまして、活動歴は約60年に及びます。時代の要  
請に応じてその活動の中身は変わってきておりますけれども、そういった意味では、全国  
では比較的認知度の高い組織だと自負しております。

次のページでございますが、私どもが目指す金融教育とは何ぞやということ、大上段  
ですが、冒頭に書かせていただいております。私どもが目指します金融教育というものは、  
最終的には国民一人一人の個人の方の豊かな生活を支えたい。こういうところございま  
す。そのベーシックなものとして、家計管理とか生活設計というものをしっかりと身につ  
けていただくとともに、そういったものを実践していくに当たっては、どちらかという  
知識よりも判断力、行動力を重視するという観点で、私どもはいろいろな教育プログラム  
を考案し、実践してきているところでございます。

これを我々は別な言葉でお金の面からいうところの「生きる力」、「自立する力」を育  
てるということがモットーだとあちこちで申し上げているところでございます。

では具体的に何をやっているとかというお話に入らせていただきますが、4ページ以降  
でございます。これは金融広報中央委員会の今年度取り組んでいる取組方針でございま  
すが、グリーンのところ、シャドーがかかっていますが、具体的な活動というところに入  
らせていただきます。

大きく2つのタイプのもの、整理できると思っております。1つ目は、ネットワーク  
を活用した金融教育の推進体制の整備。2つ目は、波及効果の引き上げを重視した活動を

重視するといったことをごさいます。

では、それぞれ具体的にどういうことをやっているかということを中心に御説明申し上げます。

5ページをご覧くださいますと、ここからがネットワークを活用した体制整備ということをごさいます。これは先ほど金融庁さんから御説明がありました金融経済教育の研究会が具体的な金融リテラシーの定義をしていただきました。それを受ける形で私どもが事務局を務めております推進会議というところで、具体的に実務にどう落とししていくかということを検討してまいりました。

その結果、共通の活動指針として作り上げたものがお手元のグリーンの冊子にごさいます金融リテラシーマップというものでごさいます。今年の6月に対外公表をさせていただきました。その際御尽力いただいた推進会議のメンバーの方々には6ページで紹介させていただいております。

この緑のリテラシーマップというものなのですが、なかなか分厚くて字がいっぱい書いてあって何が書いてあるかわからないということだと思しますので、簡単に解説をさせていただきます。まず、7ページをご覧くださいまして、マップというものが金融経済教育全体の中でどういう位置を占めているのかということを中心に簡単な概念図でお示ししております。私どもは、金融リテラシーマップは金融経済教育のベースになる教育項目と考えております。先ほども御説明がありましたこのマップというものは、実は教える側の立場に立ってどの年齢段階でどういったことを教えるのが効果的かという観点からつくっております。そういった意味では、サプライサイドのロジックでくみ上げられておまして、具体的には、文科省さんから御説明がありましたけれども、学習指導要領及び同解説などを学校段階では参考にさせていただきながら、私ども独自の観点をいれて作り上げたものでごさいます。見方については後ほど御説明をさせていただきます。

こういったある意味で共通の考え方、スタンダードをベースにいたしまして、これは教える側のツールでごさいますので、実際のいわゆる受け手側の方には間に当然ながら教育活動あるいは教材の提供、コンテンツの提供、こういったものを間にかませないと受け手には届かないということになります。

従いまして、こういった共通の指針をベースにしまして、それぞれの団体、活動者がターゲットに合わせていろいろな教材、コンテンツを提供して、教育活動をしている。この教育活動をするに当たって、実は私どもがある意味でハブみたいな役割を果たさせていただいております。横連携を図りながらマップのどこの部分をどのように教えるのか。あるいはどの教材を使って教えるのが効果的なのかみたいなことを関係者の間で相談をしながら、教育方法を検討、推進しているというのが、今の状況でございます。

それでは、話は戻りますが、8ページ、9ページに金融リテラシーマップの主な内容というページがございます。これはお手元の分厚いグリーンのものを簡略化したものというか、要約したものでございます。

具体的には、小学校から高齢者まで、実は小学校のところは低学年、中学年、高学年とさらに3つに細分化されておりますが、ここでは主な内容ということでまとめてくくっておりますけれども、こういった年齢階層別でかつ縦軸の左側の分野、分類と書いてあるところは、研究会の報告書にございました金融リテラシーの4分野15項目に該当する部分を縦に並べておまして、それぞれの分野でそれぞれの年齢層で何を教えるべきかということを一覧にしたものでございます。

したがって、私どもは実際に例えば出前授業などに行くとかは、小学校に行くということであれば、小学校の欄を縦に読んで学校の先生と打ち合わせをして、どういう内容をお話すればいいですかということを相談して、このマップに照らして該当箇所を精査した上で、どういう教材でどういうことを教えていくのかということをお学校の先生などと打ち合わせさせていただきながら、出前授業をやらせていただいているということをお、実は地道に取り組んでいるということでございます。

先ほど話題に出ていました大学生向けの講座というものも同様でございます、この大学生の欄を縦に読んで、何が一番大事なのかということをお講義の中でやらせていただいている。先ほど御紹介がありましたモデル事業というものを今年度やらせていただきましたが、それはこの大学生のところの縦の欄を読んで、全ての項目について関係団体が分担して全分野をお講義するという取組をやらせていただいたのが、先ほどのモデル事業の中身でございます。おかげさまで学生さんの評価も高い評価をいただきまして、実はこれをもう少し全国で広げられないかということで、来年度は各団体で連携させていただくモデル事業の本格化版ということをお全国の大学、数に限りはありますけれども、とりあえず来年度は5つの大学で半年間15コマの講座をやらせていただく予定になっております。

そのほか、若年社会人以降、大人向けについては主に活動の場が講演会、セミナーあるいは公民館、こういった場に移りますけれども、こういったところではそれぞれ適合した教材を使ってレクチャーをしています。今、お手元に冊子でグリーンの冊子で大人のためのお金の知恵という冊子がございます。これがどちらかというと成人向けの、今私どもが半ば標準的教科書のように使っているパンフレットでございます、マップでいうところの一般社会人、高齢者の右2例を主にターゲットにした教材でございます。これを私どもは持ち歩いて、全国でこの話をさせていただいているというのが実際の取組でございます。

このリテラシーマップのうち、今回多重債務の関係で特に関係深いものを抜書きしたものが10ページでございますが、ブルーのところ、それからグリーンのところ、基本的には家計管理、ローン・クレジット、借入れをするときの留意点、こういったところをどういう観点で教えるかということが、多分多重債務を防いでいくための教育という意味では重要なのだらうと思っております。

キーワードは幾つかございますけれども、10ページをご覧くださいますと、基本的に私ども家計管理と生活設計が大事だと常々思っております、そういった意味では、お金の見える化、それから計画的に使う、自分のこれまでのお金の使い方を反省するというところ

ろから始まって、将来に向かってどういう絵を描くかということについての必要な知識及びその考え方の提供ということを経験の講座なりセミナーなりでやらせていただいているということでございます。

もう一つ、これは御参考までということになります、11ページには多重債務に陥らないためのキーワードの2番目ということで、最近学会などでよく出ている行動経済学をいろいろな形で使うという発想が広がっております。基本的にはマーケティングなどでよく言われることなのですが、実は金融経済教育の分野でも最近こういう議論が見かけられるようになっております。私どもも専門的というわけではないですが、それなりに勉強させていただいております、幾つかの心理的バイアスがあるのだという学術的な成果を踏まえて、我々の事業の仕方あるいは提供するコンテンツについても工夫してきております。

一般に言われておりますのは、現状維持バイアスと申しまして、今、やっていることを変えたくない。今の生活を維持するためにお金を借りてしまうというケースが実際のトラブルにつながっているケースが多いように見受けられますので、そういう現状維持バイアスをどう打破するか。そのためにどういうことを教え、どういうことをきっかけにしていくのがいいのかということ、我々は現場なりに考えて仕事をさせていただいているということでございます。

続きまして、12ページ以降が大きな私どもの取組の2つ目で、波及効果を重視した推進をやっていますと申し上げました。12ページ、13ページで一覧表にさせていただいておりますのが、私どもが通常のメニューとして現場でやっている仕事でございます。教材の配布、各種セミナー、出前授業、啓発のための作文コンクールですとか、こういったことをもろもろやっているわけでございますが、波及効果を重視した取組と申し上げますのは、我々からいうと通常メニューになりますけれども、この通常メニューの中でも特に指導者層向けの教育。わかりやすく申し上げますと、私どもが出前授業にお邪魔しますと、生徒さんは1クラス40人なのですが、40人の学校の先生向けにセミナーをやらせていただきますと、その先生一人一人に40人の生徒さんがついていくわけですから、その40倍の人に私どもの思いなり知識なりを伝えることができるのではないかと。これが学校の先生だけではなくて、あるいは消費者相談員の方々、福祉関係の方々、これまで各省庁さんからお話ございましたいろいろな教育の担い手になりそうな方々に対して、我々はもうちょっと貢献できることがあるのではないかと。こういう問題意識でできるだけ波及効果を上げられるようなチャネル、コンテンツを提供していただくということを意識して、今年度から取り組んできております。

例えば12ページの上から2段目、教員セミナーというものがございまして、これは大体全国で年60回ぐらいやらせていただいております。これを来年度はもう少し回数を増やしたいと思っておりますし、その2つ下に金融・金銭教育の研究校ということでモデル校みたいな形で指定させていただいて、一部教材費等を助成させていただいて、金融経済教育のモデル事業をやっていたり、あるいはゲーム等の教材開発に御協力をいただいた

りということをお願いしているのですが、今、全国で100校ほどございますが、これも来年度以降ぜひ増やしたいと思っております。

こういう形でできるだけ直接お客さんに届けるということも大事なのですが、そのお客さんを指導する側の方々、こういった方々にできるだけ寄り添っていろいろな知恵を提供させていただけるような機会をつくっていけないかということが、今、私どもが取り組んでいる大きな目標でございます。

そういった意味では、本日お越しの皆様方もぜひ私どもの取組を御理解いただきまして、もしこういった場があるからぜひ来てちょうだいよとか、協力しませんかということがございましたら、お気軽に私どもに御連絡をいただければ幸いです。

引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

【山本座長】 前川様、どうもありがとうございました。

続きまして、金融経済教育をテーマに横浜国立大学教授の西村隆男先生からお話を伺いたいと存じます。

西村先生は、消費者教育金融教育などを御専門とされ、消費者庁の消費者教育推進会議の会長代理を務められているほか、金融広報中央委員会の委員にも就任されておられます。

それでは、西村先生、よろしく願いいたします。

【西村横浜国立大学教授】 ただいま御紹介いただきました横浜国大の西村でございます。どうぞよろしく願いいたします。座ってご説明申し上げます。

多重債務者問題について、私なりに大きな関心を社会問題化する中で持って、そのころ債務者の生活再建ということで、とりわけ個人が自尊心を回復しながら、どのように生活再建をしていくかということについて興味を持ち、クレジットカウンセリングということで本を書いたりしてきた経緯がございます。

現在は、主として今、御紹介いただきましたけれども、消費者教育・金融教育という分野で消費者自立に向けた教育のあり方を研究、あるいは教育の実践をしております。

今日、お手元の資料9でございますが、4つほど論点を絞ってお話をさせていただきます。限られた時間でございますので、また、先ほど来消費者庁さんあるいは金融庁さんあるいは文科省さんの御説明と一部重なるところにつきましては、省略をしながら、お話をさせていただきます。

最初に学校における金融経済教育のニーズというのは、私の理解としては背景にはカード社会化とかネット決済の拡大、電子マネー普及等、金銭観あるいは金銭感覚の変化があるということ。一方、若者の消費者被害が拡大傾向にあるということ。世界的にはサブプライムローン問題に端を発した金融知識の普及推進、これの世界的な動向というものがあるということ。また、平成24年に制定され施行されました消費者教育推進法並びに閣議決定された昨年6月の基本方針の中で、この消費者教育と金融経済教育の連携の必要が求められた。これは金融経済教育に対するニーズということで、さまざまなこれまでにお話が

ございましたけれども、私の印象としてはスタートしたばかりという印象でございます。

2番目の資料として用意させていただきましたのは、指導要領と金融経済教育の関係ということで、これも先ほど文科省の藤江課長が指導要領あるいは解説の御説明をいただいたものですから重なりますが、私はその中からいわゆる事項を次のページ、資料9-①としまして、社会分野、技術・家庭分野ということで、差し当たってこのぐらいのことが現在書かれるようになっていくことを示させていただきました。

とりわけ、これについては表紙に戻りますが、政府の多重債務問題改善プログラムが4つの柱として多重債務者発生・予防のための金融経済教育の強化というものを3番目に打ち出した関係で、それを受けて文科省が中学、高校の学習指導要領、とりわけ高等学校の家庭科というところに焦点を絞って、反映をさせた結果がございます。

先ほど教科書の御紹介がありましたが、2枚目の資料9-②でございますが、今般、現行の学習指導要領を編成するに当たって、協力者会議というものが文科省に設置されるわけですが、その中で議論でも、リスクマネジメント、リスク管理ということも挙げていく必要があるだろうということで、このリスクということが初めて高等学校の教科書にあらわれてきているというところでございます。

その裏面を見ていただきますと、専ら多重債務の問題が描かれているものをそこに示しております。いわゆる三者間契約、家計のキャッシュレス化、ローンの返済等についての知識、さらにはこの教科書では3枚目でございますが、改正貸金業法そのものについての利息部分の法制の整備がなされたということで、いわゆるグレーゾーンが廃止されたことについてもそこに描かれて、これはまさしく政府の4つの柱の1つ、金融経済教育の重視ということの指示を受け、こういった内容に改善がなされたというところがこの部分でございます。

表紙にまた戻りまして、3番目でございます。海外における金融経済教育の動向ということで、ここではイギリスのナショナルカリキュラムの改訂のお話と、2番目にOECDによるPISAの金融リテラシー力調査、これについて簡単に御紹介をしようということで、資料をつけさせていただきました。

また、おめぐりいただきまして、3枚目の裏面、資料9-③でございます。これは英文で恐縮ですが、ちょうど一昨年イギリスに訪問する機会がございまして、シチズンシップという教科がございますが、概ね11歳から14歳の生徒（KS3）に対して、あるいは14歳から16歳の生徒（KS4）に対して、金融問題を実際に授業の中に位置づけるための指導要領改訂が行われたわけでございます。つまり金融上の意思決定をどのように上手にマネージできるかということ、市民としての責任ある行動について、しっかりと準備をさせるということでございます。

具体的な中身としては、下に書かれているような予算であるとか、リスクのマネジであるところ、あるいは具体的にクレジット、負債、保険、貯蓄、年金あるいは金融商品、サービスということについても学ぶということが、このナショナルカリキュラムの中

に入ってきています。1国のことの御紹介だけで恐縮ですが、こういった金融問題を重視する、金融に関する事項を重視するということが出てきております。

もう一つは、PISAは国際学習力到達度調査ということで、しばしばこのテストが行われますと、日本は国際的水準としてどの辺に位置づけられるのか。海外に比べて問題解決力であるとか、読解力であるとか、そういったことがしばしば報道されるところであります。実はOECDのPISAのテストの中で、2009年、2012年には、まさしく金融リテラシー力調査というものが同時に行われております。これはオプションになっておりまして、日本は参加しておりません。残念ながらですね。これは15歳の子供に行われている世界の調査でございますが、具体的に1つの例としてOECDで紹介されているものがございまして、インターネットバンキングでこういう表示があって、こういう場合にどういう行動をとるべきかという具体的なメールが送られてきたら、あなたはどうしますかということで、その下の問いのところにありますように、電子メールに返信し、インターネットバンキングに関する情報を伝えるとか、これに対してイエス・ノーで答える。こういった具体的に15歳の子供でもぱっと判断できて、次の問題にいけるというレベルの知識を、ある意味世界的に求めているのかもしれないと読み取れます。

これについて、今後金融リテラシーのOECDのPISAテストが行われる場合には、ぜひ日本も参加して、この金融リテラシーの進捗度を他国と比較されるのがよろしいのではないかと考えております。

それから4番目でございます。表紙に戻りますがこれも簡単に御紹介をさせていただきます。大学における金融教育の取組ということで、昨年から何人かの大学教員等でチームを組みまして入門講座を開始しております。また、入門講座を行うばかりでなく、調査を今年行いましたので、ここでは簡単に調査の報告をさせていただきます。

これは9-④の調査の概要ということで、全国の大学に私の研究室の名前でお送りしたものですから、回答率は20%程度でございますけれども、金融生活知識として必要な内容あるいは学生への啓発・教育、関係する講義・演習の有無、金融リテラシー教育のニーズがあるかないか。こういったことを調査したものでございます。

さらに2枚ほどめくっていただきまして、調査の6ページというところに金融リテラシーの現状というものがあります。これを見ていただきますと、(1)(2)というものでございますが、この中で例えば黄色いところでございますが、学生ローン、消費者金融等のトラブルと対処法、これは提供していないが学生に理解させたいと思っているというのが、ここでは全体の40%ぐらいのところにあると読み取れます。また、この中では特に学生なものなので、賃貸アパート契約のトラブル、敷金の問題であったり部屋のクリーニング、更新、退去時の問題等について、こんな結果が出ているわけでございます。

また、下のほうではクレジット活用やキャッシング、7ページですが、これについては、一定程度、これも40%であります。理解をさせたいという中身でございます。

さらに数ページめくっていただきまして、17ページに単利・複利というものがございま

す。複利の概念というものがほとんど学生は理解していません。今年度も横浜国大で私の授業で金融リテラシー入門をやりましたが、「元本」という字が読めない。「もともと」と呼んだりお恥ずかしい話でございます。複利の計算をやらせると、まず半分はできないという実態がございます。

同時に、奨学金の利用者が非常に多いということです。半数以上の学生が奨学金を利用してまして、10万くらいの奨学金を借りますと、卒業のときに500万のローンを抱えるという大変な問題が生じているわけでありまして、こういったことに対する生活設計あるいは国民年金支払猶予制度などについても理解させていきたいとして、今、試みをしているところでございます。

さらに5ページぐらいめくっていただきまして、23ページというところにどんな内容をやっているのかということで、このくらいの話でとどめたいと思いますが、教養教育という形でいわゆるかつての一般教養でございますが、ここに挙げられているような中身を行動経済学あるいは経済教育、生活経済学、ファイナンシャルプランナー、こういった方に協力をいただいて、現在行っているものが、半期の講義の中身でございます。こういったことをやりながら、30ページのところに金融リテラシーや生活設計に関する科目、一応形式上は置いてはいるのですが、置いている大学が調査の結果では結構あったのですけれども、それを受けている学生数が非常に少ないということも現実にあるわけです。何万人の学生のうちの100人とか、そういうことになるものですから、全体としてこれをどのように浸透を図っていくかということが、非常に難しいところがあるというところであります。

特に、最近の印象として消費者金融の問題はかなり収束の方向に戻ってきているのだろうと私も先ほど来のデータなどを拝見し思っておりますが、一方でクレジットカードの利用というものは拡大するというのが現実でございますので、とりわけネットショッピング、あるいはインターネット絡みの決済、学生のインターネットオークション。こういったものの利用も非常に大きく拡大しております。そういう中で金銭管理に関するあるいは金融教育に関する教育が不可欠だろうと思っている次第であります。

簡単でございますが、以上、報告とさせていただきます。

【山本座長】 西村先生、どうもありがとうございました。

それでは、これより討議の時間とさせていただきます。まずあらかじめ資料を御提供いただいている委員が何人かいらっしゃいますので、順次御発言をいただければと存じます。

まず、岩本委員より全国銀行協会における消費者向け啓発活動等に関する取組につきまして、御紹介いただければと存じます。岩本委員、よろしく願いいたします。

【岩本委員】 全国銀行協会の岩本でございます。

資料10ということでお配りいただいておりますが、民間の業界団体の活動の1例といたしまして、私ども全国銀行協会の取組を簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

1点目が、金融経済教育であります。具体的に今、やっている活動といたしましては、2つ目のポツにありますような、主に中学生、高校生向けのパンフレット、銀行の仕組み

や役割、ローンやクレジットに関するパンフレットを5種類つくりまして、無料で提供しています。25年度につきましては、約4,600の先に対して合計10万冊を無料で配布しているということでもあります。

もう一点が、学校や教員の方、あるいは一般消費者を対象としたセミナー、学校で主催するものもあれば、地域の消費生活センターが主催するようないろいろな集まりがございますが、そういったところに講師を無償で派遣する。「どこでも出張講座」と言っておりますけれども、こういった活動があります。

25年度の実績は、全国115カ所に講師を派遣しております。このうち、中学、高校というものが51ございます。半分弱が中学、高校という実態でございます。

2点目、(2)として、多重債務防止啓発活動でありますけれども、もともと私ども全銀協は個人情報センターといった信用情報機関を設置して、会員金融機関が貸し過ぎないようにという取組をやってきているわけでございますが、ここに記載しておりますのは、多重債務防止啓発活動ということの活動で、まさに2つ目のポツにありますように、毎年11月、今年なのですけれども、貸金業協会さんですとかクレジット協会さん等々と連携いたしまして、多重債務防止啓発活動強化月間ということで、今月からポスターあるいは雑誌の広告、電車の中のステッカー広告等々でいろいろな啓発活動を展開しております。最後の3点目ではありますが、個別の消費者の方からの相談を受けつけるということで、私ども金融ADRとして全銀協相談室というものを開設しております、銀行利用者あるいは一般の消費者の方からの相談、苦情を承っております。年間約2万件の相談・苦情があります。そのうち、具体的にローンの返済にお困りで、カウンセリングを受けたいというお申し出のお客様に対しては、専門の相談員がカウンセリングを行うということを実施しております。25年度の実績は647件ございました。直近のピークは22年度の1,431件ございましたので、それに比べるとかなり減っているということで、先ほど冒頭多重債務者が減っているという御報告もありましたけれども、こういった部分で私どもに寄せられる家計相談の申し込みというものも件数的には減っているというところでもあります。

家計相談をいたしまして、これは返済猶予なり債務整理が必要だということになりますと、クレジットカウンセリング協会さんですとか弁護士会さんを紹介する。こういった活動をやっているところでございます。

簡単でございますけれども、私ども全銀協の活動の御紹介でありました。

【山本座長】 岩本委員、ありがとうございました。

続いて、行岡委員よりグリーンコープ生活再生相談室の電話・面談件数の実績につきまして、資料を御提供いただいておりますので、これを御紹介いただきたいと思います。行岡委員、よろしく申し上げます。

【行岡委員】 グリーンコープの行岡です。

今年度のところの相談件数について別紙で御報告をしております。私どものところの相談者は8割が事故情報の登録となってどこからもお金が借りられないという方、及び借金

を抱えている方ということで、多重債務相談と家計相談に取り組んでいます。

生活困窮の背景を私どもは聞きながら家計表を作成し、解決方針を見つけ出すということで、キャッシュフロー表なども個別につくりながら相談に応じているところです。

データでちょっと修正をしたいのが、電話件数、面談件数、面談率というものがありますが、面談率は前年比ではなくて前年差です。下から3行目のところに貸付希望割合というものがありますが、そこも前年比ではなくて前年差に修正をお願いします。

今日、この資料を出しましたのは、電話件数も面談件数も昨年後半から前年に比べて減る傾向にあったのですが、どういうわけか今年度7月ぐらいからだんだん増えてきているところです。その理由としては、生活困窮者自立支援事務所というものが立ち上がりまして、そこからの相談が結構増えてきているということと、さらに、自立相談支援事務所のところと一緒に出張相談等を行ったことが掘り起しにつながっているということです。その意味では、どちらかという、先ほど御紹介があった市町村のところと共通しているのですが、そういうところに窓口が広がると相談件数が増えていくということです。窓口が広がればさらに相談は増えるということを御報告をしたく、データとして持ってまいりました。

以上です。

【山本座長】 行岡委員、どうもありがとうございました。

続いて、新里委員より貸金業法施行後の状況につきまして、資料を御提供いただいておりますので、これを御紹介いただきたいと存じます。新里委員、よろしく願いいたします。

【新里委員】 それでは、御報告させていただきます。

資料12でございまして、6月18日の日弁連の会長声明で古いのですけれども、見ていただきたかったのが、真ん中のくだり、状況認識については今日の金融庁さん等との認識と一致していて、貸金業法の改正が非常に効果が出ているという認識は持っております。

ただ、一部の優良貸金業者についてその規制の適用を受けないとか、金利を29.2%まで優良業者については上げるべきではないかという自民党の中での議論があって、日弁連もヒアリングを受けたということもあって、こういう会長声明を出させていただいた。カジノ推進法案についても多重債務を再燃させるおそれがあるのではないかということで、この会長声明の中に入れさせていただいたということでございます。

資料の後ろから2枚目を見ていただきまして、今、言った一部業者への認可制導入によって改正の趣旨が骨抜きになるおそれがあるということ。先ほど意見書、会長声明を出したところの具体的内容でございます。与党内で一定の純資産額を有するなど、一定の条件を満たす貸金業者を認可貸金業者と認定して、上限金利を29.2、総量規制の対象外とする改正案が検討されている。今でも検討がなされていると聞いておるところでございます。

今、貸金業界は寡占化が進んでおりまして、見ていただきますと、5社についてこれが優良だという認定になれば、全体84.3%の貸し口について、総量規制の対象外であり、金

利規制が上がっていってしまうということが懸念されるところでございます。

次のページを見ていただきまして、それをグラフにあらわしたものでございまして、調達金利が非常に低い中で低利で資金調達ができる大手業者にさらに高金利を認める必要性があるのだろうかという疑問を日弁連としては持っているところでございます。

次のページ、利息制限法等の金利水準と銀行の貸出金利の水準を比べたものでございまして、明治以来、利息制限の制限金利が年29.2に上がったことは一度もないという状況でございまして、次のペーパーも同じものでございまして、もしかすると認可制が導入されると、せっかくの貸金業の規制、今、非常に効果が上がっているところが台無しになるのではないかという危惧の念を日弁連としても持っているところで、情報提供として御紹介させていただきます。

以上でございます。

【山本座長】 新里委員、どうもありがとうございました。

続きまして、山下委員からも資料の御提出をいただいておりますので、御発言をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【山下委員】 ありがとうございます。

日本貸金業協会の山下でございます。

日本貸金業協会の消費者活動の教育の活動状況につきまして、お手元にあるペーパーに沿って若干お話をさせていただければと思います。御参考になればと思って取りまとめたものでございます。

当協会の場合は当協会のホームページにアクセスをいただいた、個別に申し込みがあった団体に対して出前講座、講師派遣の実施を行うということで、教育活動を実施しております。

ペーパーにございますとおり、学校、学生向けあるいは消費者向け、協会向け、裏面にございますように消費生活相談員の方々向けという状況でございまして、25年、26年度の上期、この1年半の間に2,600人の受講者の方々に出前講座を開催してきたという状況でございます。

内容につきましては、テーマ欄にお示ししてございますけれども、金融の基礎知識、あるいはより実践的な教育に関するものとなっております。活動としては極めて草の根的な活動でございますが、比較的ニーズは強いのではないかと私は考えております。

微力ではございますけれども、今後とも各消費生活センターあるいは各消費者団体の方々と協力体制をつくり、行政庁とも相談しながら、対応を進めていきたいと考えております。

ありがとうございました。

【山本座長】 山下委員、どうもありがとうございました。

それでは、これまでの関係省庁からの御説明やお2人の有識者の方のプレゼンテーションも踏まえまして、委員の皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと存じます。御発言がある

方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

浜田委員、お願いします。

【浜田委員】 経済アナウンサーの浜田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどより多重債務者が減ってきているというお話でございますが、一点私が多重債務問題について取材しております中で気になることがございましたので、その話について問題提起させていただきます。

このような方がいらっしゃいました。一般企業にお勤めでいらっしゃいまして、銀行でお金を借りたときに、在職確認のみで1回に50万円から100万円のお金を借りていらっしゃいました。この方、結局5社以上の銀行各社から年収分ほどのお金を借りていらっしゃいまして、このたび債務整理することになりました。

貸金業法完全施行後は総量規制によって借り入れの残高が3分の1を超える場合に新規の借り入れができないということになっているのですが、銀行、各金融機関においては在職確認、また勤務先の会社のみで1行当たり50万円から100万円が借りられるということなのです。ただいま申し上げたお話は1例ですが、今後、銀行各金融機関におかれましては、ミドルクラスの資金需要者の方々に関しましても、借り手が過重債務に陥らないための施策をぜひとも検討いただきたいと思います。

【山本座長】 これは問題提起ということで、何か関係の当局から御発言があれば、していただきたいと思いますが、何かございますか。

どうぞ。

【金融庁】 信用制度参事官室の佐藤でございます。貴重な御提言をいただきまして、まことにありがとうございます。

今、お話にございました銀行が行う融資に関し、多重債務に陥らないようにというところにつきまして、私ども金融庁で監督指針というものをつくっております。これは銀行を監督する立場におきまして、どういうところに監督の着眼点を置くかということなどを定めて公表しているものでございます。

その監督指針の中で、借り手が多重債務に陥ることのないよう審査することなどを明記して監督しておりまして、ただ、個別のケースでは確かにいろいろなケースもあるのかと、私、監督を具体的にやっている立場ではございませんで、制度の担当なので全て把握しているところではございませんが、今、いただいたお話につきましても、関係のところへ情報提供しまして、十分今後の参考にさせていただきたいと考えております。

【浜田委員】 ありがとうございます。

【山本座長】 それでは、ほかに御発言はございますか。

重川委員、お願いします。

【重川委員】 最初の回にも申し上げた件なのですが、いろいろなところからお話をいただいた中で、金融経済教育がいろいろな形で進んでいるということは理解したのですけれ

ども、とりわけ学校教育の中で義務教育、あるいは高等学校は義務ではありませんが、かなりの進学率ですので効果が高いと感じております。

内容としても、以前に比べますと非常に豊富になってはきたのですが、ただ私自身家庭科に関わっているのですけれども、時間数として以前は高校で4単位が保証されていたのが、今、4と2の選択になっておりまして、かなりの学校で2単位を選択することが多くなっています。

今回、御紹介いただいただけではなく、家庭科はほかの衣食住に関するいろいろな内容も入っておりますので、実際に4単位と2単位でどのくらい違うかという具体的なデータを持っているわけではないのですが、詳しい内容で展開していこうと思うと難しいということになってくると思います。ほかの教科のいろいろな関係もあるので簡単ではないと思うのですけれども、せっかくなつくたものを実際にさらに詳しくやっていくために、ぜひ時間数のことも今後検討していただければと思います。

【山本座長】 これは文科省から何かコメントはございますか。それとも伺っておくということでしょうか。

【文部科学省】 御案内のとおり、高等学校の家庭科につきましては、家庭基礎という2単位と家庭総合4単位と生活デザインという4単位があつて、その中から1科目選択必修するという仕組みになっているところでございまして、必修科目のあり方につきましては、高校生に必要な最低限な必修科目の趣旨、共通性と学校の実態に応じた創意工夫のある裁量だとか、制度の選択の幅というもののバランスからいろいろと考慮しないといけないという側面があるところでございます。

こういった必修科目のあり方については、教育課程の中でバランスよく検討していく必要があるかと思つているところでございますので、今日は貴重な御意見として伺っておきたいと思つています。

ありがとうございました。

【山本座長】 ほかに御発言ございますか。

新里委員、お願いします。

【新里委員】 西村先生に御紹介していただいた中に、貸金業法の改正のところが教科書の中で取り上げられていると聞いて、貸金業法の改正をやった者からするとすごくうれしくて、御紹介していただいたありがとうございます。

また、学校教育の中で少しずつかと思つますけれども、進んできたことは実感したところですが、ただ、今日いろいろな角度でお聞かせいただいたのでまだ私自身が消化不良のところがあつて、後で見たいところがございます。

後は、今日は熊木さんのほうから生活困窮者自立支援の話が出て、今、行岡さんのところからも自立支援のところから相談が増えてきたということがあつて、見ていくと一番ここに関係すると思われる家計相談のところ任意事業になっていて、国の予算が2分の1になっていて、4分の3のところの必須事業とは予算も違つている。ただ、今の状況を聞

くと家計相談をもう少し各地で取り組んでいくべきではないのかと思ったところで、これについての政策、どうやったら進むかということがあれば教えていただきたいということが1点。

ヤミ金の問題につきましては、前回、私もこの懇談会でお話をさせていただいて、沈静化の方向であることは間違いなしなのですが、私が担当した事案でも消防署の職員のところの勤務先にまでヤミ金が電話をかけまくって、消防の業務が滞ってしまう。それで警察の対応が十分なのかという、必ずしも十分ではないのかなと思います。やっているとありますが、まだまだ現場の中では090の金融が残っていて、まだ警察庁においても十分対応していただく必要があるのかと思います。まだまだヤミ金の問題は重大な問題として残っているのではないかという印象は持っております。

以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

厚労省、簡潔にお願いいたします。

【厚生労働省】 家計相談、生活困窮者自立支援法で創設されております非常に重要な事業でありまして、多くの生活困窮者は家計に課題を抱えているという実態がございます。

現在、まだ施行前でございますので、今後の状況を見ていく必要があると思っておりますけれども、現時点では態度を決めた自治体では3割ほどが家計相談支援に取り組むということでございますので、今後、これまでより大きく広がっていくものと思っております。

2分の1負担であり、任意ということで、本来であれば必須事業ということはもちろんそれが望ましいということもあったわけですが、いろいろな自治体との調整のもとで、こういった形で法律ができたということでもあります。法律の改正は3年後の見直しというものが法律の附則に書いてございまして、その中で検討していくということはあるのですが、まだ施行前ですので、それをやりますとは申し上げられませんが、きちんとした実態を施行後きちんと把握しまして、必要な対応をしていきたいと思っております。

【山本座長】 ヤミ金の関係では、警察庁から何かございますか。

【警察庁】 先ほどのお話の中にあつたような例えば勤務先にも電話して、しかも消防の業務が妨害されているという事案は個別には承知してはなかったのですが、非常に問題であろうと思っておりますので、そういったことを厳しくやっていきたいと思っております。

それから、090金融のお話がありましたけれども、まさにおっしゃるとおりでございます。正直言って目の前で町の中でおばちゃん知り合いの人にお金を貸している。現場の警察官からすれば、被疑者はわかっているわけですから、こういう事案のほうが正直言ってやりやすいのです。090というのは姿が見えないということで、捜査もなかなか難しいところがありますが、そういった方面にもっと力を入れていかなくてはいけないのではないかと、今年それはかなりやるように言っておりますので、今後とも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

【山本座長】 それでは、時間が迫っておりますが、まだ御発言がない委員ということで、渡邊委員、何かありましたら、よろしくお願ひします。

【渡邊委員】 本日、初めて参加させていただきました。

各方面で非常にプロジェクトを組んで国を挙げての対策ということをとっていただいているということを改めて実感いたしました、直接消費者に接する窓口におります者として、非常に心強く思っております。

私としても、法律の中で担い手として消費者教育を担当していかなければいけないと思っておりますが、現実的なところ、相談業務の合間を縫って勉強し、材料をそろえというところがありまして、残念ながら皆様の歩調についていけないのではないかとというのが、私どもの危惧でございます。

ただ、いろいろな連携、共同ということをうたわれておりますので、学校教育などに関しましても、皆様からのお声がけをいただいて、その中で私どもができる立場で教育に御協力をさせていただければありがたいと思っております。

以上です。

【山本座長】 御協力の申し出をいただきありがとうございます。各機関の連携を今後も深めていければと考えております。

まだまだ御発言を御希望の方がいらっしゃるかと思ひますが、そろそろ時間も迫ってまいりましたので、ここで討議を終了したいと思います。

皆様からいただきました御意見、御指摘、御提言につきましては、関係省庁において活用させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

本日の議事は以上ですが、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

【消費者庁】 それでは、事務局より御連絡申し上げます。

山本座長、委員の皆様、本日は貴重な意見、どうもありがとうございました。

当懇談会は今後毎年2回定例的に開催させていただきたいと考えております。次回の開催につきましては、恐らく来年春ごろかと思ひますが、また調整いたしました、事務局から連絡を差し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

【山本座長】 それでは、これをもちまして、第4回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。